

○紀南地方老人福祉施設組合職員の勤務時間、休憩時間等に関する規程

(平成16年2月25日)
規程第1号

改正 平成17年4月1日規程第3号 平成17年10月26日規程第14号
平成17年12月21日規程第17号 平成18年3月22日規程第3号
平成18年8月31日規程第11号 平成22年3月30日規程第1号
平成25年3月22日規程第1号 平成26年6月2日規程第5号
平成28年3月9日規程第1号 令和2年4月1日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、紀南地方老人福祉施設組合職員の勤務時間の割振り、休憩時間等に関し必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間の割振り)

第2条 職員の勤務時間の割振りは、月曜日から日曜日までのうち、5日間の勤務を割振られた日の午前8時30分から午後5時30分までとする。

(休憩時間)

第3条 職員の休憩時間は、午後0時から午後1時までとする。

2 職務の性質により前項の規定によることのできない職員の休憩時間の時限は、所属長が定める。

第4条 削除

(特例)

第5条 職務の性質により第2条から前条までの規定によることのできない職員の勤務時間、勤務時間の割振り、休憩時間は、別表に定めるとおりとする。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則 (平成16年2月25日規程第1号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年4月1日規程第3号)

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年10月26日規程第14号)

この規程は、平成17年11月1日から施行する。

附 則 (平成17年12月21日規程第17号)

この規程は、平成17年12月10日から施行する。

附 則 (平成18年3月22日規程第3号)

この規程は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成18年8月31日規程第11号)

この規程は、平成18年9月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月30日規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月22日規程第1号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月2日規程第5号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年3月9日規程第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年4月1日規程第3号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

| 区分 | 勤務時間 | 勤務時間の割振り | 休憩時間 |
|---------------|-------------|---|-----------------|
| 1 椿園に勤務する職員 | 1週間について40時間 | (1) 月曜日から日曜日まで(勤務を要しない日に指定された場合を除く。) <交代制> 日勤者 ア 午前5時30分から午後2時30分まで イ 午前6時30分から午後3時30分まで ウ 午前7時00分から午後4時00分まで エ 午前8時30分から午後5時30分まで 夜勤者 オ 午後3時30分から翌日午前9時30分まで | 60分とし、園長が別に定める。 |
| | | | 120分とし、園長が別に定める |
| 2 百々千園に勤務する職員 | 1週間について40時間 | (2) 月曜日から日曜日まで(勤務を要しない日に指定された場合を除く。) <交替制> 日勤者 ア 午前6時15分から午後3時15分まで イ 午前8時00分から午後5時00分まで ウ 午前8時30分から午後5時30分まで エ 午前8時30分から午後6時00分まで オ 午前9時00分から午後6時00分まで カ 午前11時00分から午後8時00分まで 夜勤者 キ 午後4時00分から翌日午前10時00分まで | 60分とし、園長が別に定める。 |
| | | | 120分とし、園長が別に定める |